

◆第5回協議会（H26.5.20）論点の整理

●第10条 参加の機会の保障

市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が**提言や意見**を出しやすく、参加しやすい多様な機会を**提供します**。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条・第9条で市民の権利と役割をうたっており、それらに応えるために、市民が市政に参加する機会の保障として具現化したもの。 ・第10条以降は、市民が責任を伴いながら参加する権利を行使する際の環境整備について述べられている。 ・第10条では、市政への参加が想定されている。 ・条文名が「参加の機会の保障」であるため、「市は」の後に「市民の市政（または、まちづくり）への参加を保障するため」という一文を加えた方が分かりやすくなるのではないか。
市は	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条・第9条でまちづくりへの参加についての権利と役割をうたっており、第10条で急に主語が市になることに違和感がある。 ・市民の活動は、自助・公助・共助という観点から見れば自助努力である。市の役割は公助であり、市民の活動を支援する位置付けになると思う。 ・「市民参加のまちづくり」の章に位置付けられており、主語を「市民」にしたほうがうまく流れるのではないか。 ・主語は「市」だけでよいか。「機会をつくり、受け止めていく」という部分については、市と議会双方が必要ではないか。
まちづくりの計画・実施・評価の各段階	<ul style="list-style-type: none"> ・表現としては「計画、実施及び評価」の方が望ましい。 ・行政のプロセスが想定されており、主語が「市及び議会」となった場合は再考を要する。
提言や意見	<ul style="list-style-type: none"> ・第2項では「意見や提言」となっている。「意見」があつて、その後の「提言」につながっていくと考えられるので、「提言や意見」が表現として望ましいのではないか。
提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・「提供するものとします」のほうが望ましいのではないか。

2 市は、市民の意見や提言を求め、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。

ポイント	論点
求め	・意見や提言を求めることについては、第1項で言及しているので、「意見や提言に対して」が表現として望ましいのではないか。

●第11条 男女共同参画によるまちづくり

市民自治によるまちづくりへの参加は、男女がお互いを尊重し、共同で参加するものとします。

ポイント	論点
全般	・近年の傾向として、男女共同参画を敢えて特出ししている。 ・市民参加といっても、想定されているのは男性であり、女性や子どもについて特出しする傾向にある。

●第12条 子どもの参加の機会の保障

市民及び市は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもがまちづくりに参加しやすい機会を設けるよう努めなければなりません。

ポイント	論点
全般	・子育て支援や学校教育の問題などを考えるときに、当事者の「子どもへの配慮」をしていける環境づくりを進めることができるか。

●第13条 意見等の公募

市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重します。

2 市長は、意見公募等の仕組みを充実し、公募の結果を市民に分かりやすく公表します。

ポイント	論点
全般	・第10条で「参加しやすい多様な機会の保障」がうたわれており、意見公募は「多様な機会」のうちの一つである。敢えて特出しする必要があるか。